

# 令和2年度 事業計画

## 1 県民の防犯意識の向上

### (1) 安全・安心なまちづくりの推進と防犯情報の提供

#### ア 安全・安心なまちづくりの推進

「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」に基づく取組、特に「地域の実情に応じた犯罪抑止活動の推進」「高齢者、障がい者、子ども・女性等の犯罪弱者の特性を踏まえた犯罪抑止対策の推進」「特殊詐欺を事業者や家族など周囲の人の協力により水際で抑止する対策の推進」に対する対策を一層強化し、犯罪のない安全で安心な滋賀の実現に向けて県、市・町、県民及び事業者等と一体となった県民総ぐるみ運動を展開します。

#### イ 防犯情報の積極的な収集と提供

##### (ア) 地域安全相談所の開設

地域における犯罪情勢の収集と防犯情報の提供等を目的として、毎月20日の「地域安全の日」に、大型小売店、JR・私鉄駅等犯罪が多発する地域やその周辺に赴いて、地域住民の声を聞き防犯情報を提供する「地域安全相談所」を開設します。(5日・10会場を予定)

##### (イ) 当協会広報誌の作成・配布

広報誌「防犯しが」(奇数月発行、各回7,000部)を作成し、各地区防犯自治会(協会)(以下、「各地区防犯自治会等」という。)、賛助会員・県民に広く配布します。

##### (ウ) ホームページによる防犯情報の提供

あらゆる機会を利用して、当協会ホームページの認知度の向上に努めるとともに、毎月の「犯罪発生状況」「防犯対策」、各種犯罪多発警報・注意報発令時における「速報」等を掲載し、県民への迅速かつタイムリーな防犯情報の提供に努めます。

### (2) 全国地域安全運動等の実施

#### ア 全国地域安全運動の実施

10月11日(日)から20日(火)までの間実施される全国地域安全運動において、県、県警、各地区防犯自治会等、防犯関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携して、県民総ぐるみ運動を推進します。

また、本運動を推進するため、県、県警、大津市と当協会の共催により、10月3日(土)、大津市民会館において「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり県民大会」を開催し、防犯功労者(団体)・地域安全ニュース優秀作品等の表彰や防犯に関する講演等を行います。

#### イ 年末年始の特別警戒の実施

12月1日(火)から翌年1月3日(日)の間、歳末や年始に多発が予想される凶悪犯罪、侵入犯罪、街頭犯罪、少年の非行等を防止するため、県、県警、各地区防犯自治会等、並びに防犯ボランティアと連携し、特別警戒を実施します。

## 2 県民の平穏な生活を脅かす犯罪に指向した犯罪対策の推進

### (1) 特殊詐欺被害防止対策の推進

次々と新しい手口が生まれる特殊詐欺について、高齢者対策はもちろんのこと、全ての世代を対象として発生状況や新たな手口等について広報・啓発に努めます。

### (2) 侵入犯罪・自転車盗に対する防犯対策の推進

#### ア 侵入犯罪対策の推進

##### (ア) 住宅侵入犯罪対策の推進

空き巣や忍込み等の住宅侵入犯罪については、近年、発生件数は減少傾向にあるものの、強盗等の凶悪事件に発展するおそれが高く、県民の体感治安に大きな影響を与える犯罪であることから、県防犯設備士協会・県建築士会等と連携し、防犯性能の高い建物部品(CPマーク認定部品)や家庭で容易に取付けができる防犯機器等の普及を図り、被害防止に努めます。

#### イ 自転車盗防止対策の推進

依然として全刑法犯の約2割を占め、犯罪総量を押し上げる一番の要因となっている自転車盗について、多発場所であるJR・私鉄の各駅周辺、大型小売店等において、被害防止のための広報・啓発活動を推進します。

### (3) インターネットを利用した犯罪の被害防止

スマートフォン等情報端末の急激な普及とともに増加している有料動画サイトの登録・延滞・退会等を口実とした架空請求詐欺をはじめ、コミュニティサイト等に起因した児童買春等少年の犯罪被害等、インターネットを利用した犯罪の予防・啓発を図るため、発生状況や手口の詳細を知らせる活動を強化します。

## 3 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る活動の推進

### (1) 子どもを守る活動の推進

#### ア 新小学1年生を守る対策

連れ去り防止を中心とした子どもの犯罪被害防止のための啓発用品を、県内の全新小学1年生に配布します。

また、子ども安全リーダーや子ども110番の家に対し、防犯グッズの提供と支援活動を実施します。

#### イ 関係機関との連携

青少年育成県民会議、少年補導員会、教育委員会等関係機関・団体と連携し、少年の非行防止と多発傾向にある粗暴犯や潜在化しているいじめ事案の防止啓発に努めます。

### (2) 女性を守る活動の推進

ア 女性が被害に遭いやすい性犯罪・ストーカー等について、被害防止のための啓発活動を実施するとともに、主要相談窓口である「おうみ犯罪被害者支援センター」の紹介に努めます。

#### イ わいせつ事犯等の犯罪対策

県警(鉄道警察隊等)との合同によるチカン防止啓発を実施します。

### (3) 高齢者を守る活動の推進

#### ア 特殊詐欺対策

随時タイムリーな各種防犯資料を作成・提供して、特殊詐欺の撲滅を目指します。

#### イ 関係機関との連携と街頭啓発の実施

滋賀県特殊詐欺根絶官民会議構成員を始め、銀行協会、ATM設置場所(大型小売店、コンビニ等)の管理者、当協会賛助会員等と連携し、被害防止のための啓発を推進します。

また、上記団体や防犯関係機関・団体等と連携・協力して、特殊詐欺を撲滅するため、年金支給日である偶数月の15日等を中心に街頭啓発活動に参加します。

### 4 持続可能な防犯ボランティア活動に向けた支援の推進

#### (1) 防犯ボランティア団体の支援

##### ア 防犯ボランティア設立講習会の開催等

防犯ボランティア団体の確保・育成を図るため、設立準備中の防犯ボランティアや設立後間もない団体に対し、要請等に基づき、参加者が希望する場所に赴いて、「防犯の組織づくり、活動要領、地域安全マップの作成」等の講習会を随時開催するとともに、活動に必要な資機材等の支援(助成)を行います。

##### イ 防犯ボランティア保険の取扱い

地域安全活動中における負傷等に備えた防犯ボランティア団体限定の保険(全国規模、通称「防犯ボランティア保険」)への積極的な加入を推進するとともに、加入者のニーズに沿った迅速かつ適正な事務処理に努めます。

#### (2) 防犯功労表彰の上申

各地区防犯自治会等や警察からの推薦に基き、県内の防犯功労者・団体に対して、活動内容・年数等に応じ「当協会長・警察本部長連名」「近畿防犯協会連絡協議会長・近畿管区警察局長連名」「全国防犯協会連合会長・警察庁長官連名」の各種表彰について表彰上申を行います。

#### (3) 出前防犯講演の実施

各地区防犯自治会等や防犯ボランティア団体、賛助会員等の要請により、当協会職員による出前防犯講演を実施します。

#### (4) 職域防犯団体等との連携と活動支援

金融機関防犯対策協議会、警備業協会、防犯設備士協会、建築士会、青少年育成県民会議、子ども安全リーダー連絡協議会、大型小売店防犯対策協議会、おうみ犯罪被害者支援センター、遊技業防犯協力会、自転車防犯協会等の団体と連携すると共に、各種の防犯支援活動を行います。

### 5 薬物犯罪を排除する環境づくりの推進

薬物乱用を根絶する「ダメ・ゼッタイ」の気運を醸成するため、県、県警、関係機関・団体等と連携して、積極的な広報・啓発に努め、拡大する薬物乱用の防止に努めます。

また、県警が薬物乱用防止等のために募集する「大学生ボランティア(少年補導

員)」の活動支援を行います。

## 6 防犯施設・防犯機器の普及等

### (1) 防犯設備・防犯機器の普及促進

子どもや女性の犯罪被害防止のための「防犯ブザー」、住居侵入犯罪防止のための「補助錠・センサーライト」、自転車・オートバイ盗防止のための「ワイヤーロック」等、犯罪情勢に応じた各種防犯機器の普及促進を図ります。

### (2) 防犯モデルマンション登録制度の推進

総合的な防犯対策が完備した安全で安心して住めるマンションづくりに努める防犯モデルマンション登録制度を推進します。

### (3) 防犯モデル駐車場推奨制度の推進

犯罪の起きにくい駐車場づくりを目的とした防犯モデル駐車場推奨制度を推進します。

## 7 風俗環境浄化事業の推進

### (1) 相談所の開設

青少年の健全育成に影響を及ぼす風俗営業の適正化等を目的として、毎月20日の「地域安全の日」を活用して「地域安全・風俗環境浄化相談所」を開催し、県民からの意見・要望等、情報収集に努めます。

### (2) 風俗営業に関する受託事業の推進

県公安委員会からの受託事業である、新規風俗営業事業所等に対する現地調査および風俗営業の管理者に対する法定講習会（年間5回）につき、警察本部担当課及び各警察署生活安全課との緊密な連携に務め、適正に実施します。

### (3) 風俗営業業種別研修会の開催

風俗環境は青少年の健全育成に大きく影響を及ぼし、犯罪の温床となりやすいことに鑑み、県警等と連携し、県内で摘発された風俗営業法違反事件の再発防止のため、違反業種等を対象とした業種別研修会を開催します。

## 8 助成事業

### (1) 青色回転灯取付車両に対する助成（改定）

ア 一般車両への青色回転灯取付による青パトを導入した個人等に対し、青色回転灯購入費（車両1台につき上限1万円）を助成します。

イ 上記のほか、老朽化及び損傷等による既運用中の青色回転灯の更新についても、同様の助成を行います。

### (2) 新規結成団体及び表彰受賞団体に対する助成（継続）

新たに防犯ボランティア団体を結成し、または永年防犯ボランティア活動を行い各地区防犯自治会等会長表彰等を受賞した団体に対し、団体名入りのぼり旗、ジャンパー、ベスト、トラメガ等活動に必要と認められる物品の購入を助成し活動支援を行います。（上限額：各地区防犯自治会等会長表彰受賞団体は1万円。新規結成団体及び県防犯協会会長表彰以上の表彰受賞団体は3万円）、

### (3) 防犯ポスター等の作成助成（継続）

各地区防犯自治会等及び賛助会員が独自で作成する防犯ポスター等につき、1団体につき「年1回、総額の半額、最高3万円」を助成し活動支援を行います。

(4) 青色回転灯付防犯パトロール車に対するドライブレコーダー取付助成（継続）

青色回転等付き防犯パトロール車に対して、ドライブレコーダー購入及び取付費（車両1台につき上限2万円）を助成します。